

豊中市告示第415号

書類の公示送達について

下記の情報により特定される書類について送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所は、ともに不明であり送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び豊中市市税条例（平成15年豊中市条例第51号）第7条の規定により公示します。

当該書類は、当市財務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年8月25日

豊中市長 長 内 繁 樹

記

- 1 送達すべき書類を特定するために必要な情報
送達すべき書類の根拠法令
国税徴収法第54条
- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり

(別紙)

氏名又は名称
田畑 鈴華